入　札　情　報

R8.10.1～適用

1　入札に付する事項
（1）業務の名称
令和８年度　１期隧道（末信接合井～中山分水槽）点検業務委託　第１工区
（2）実施場所
宇部市大字末信～大字中山　地内

この入札情報に定めのない事項については、入札条件及び指示事項又は設計図書のほか、各入札制度要領等に定めるところによる。

2　入札の方法
この入札は、次に掲げる方法により実施する。

入　札　の　方　法	
入札書の提出方法	電子入札
工事費内訳書	提出を要しない
入札保証金	免除する
入札の実施回数	３回まで
入札の中止	次に掲げる場合のほか、発注者が必要と判断した場合は、入札の執行を中止する。 ア　談合等不正な行為が行われた事実があると認められる場合 イ　１回目の入札書を提出した者が１者である場合
低価格入札対策	低入札価格調査制度又は最低制限価格制度のいずれかを適用 予定価格算出の結果による【土木関係の建設コンサルタント業務】
先抜け方式	適用しない

3　契約条項を示す場所
山口県企業局厚東川工業用水道事務所
（ 所在地 ）宇部市西宇部北五丁目６番４号
（　Tel　）０８３６－４１－１１００
（　Fax　）０８３６－４１－１１０４
（ E-mail ）a40505@pref.yamaguchi.lg.jp

4　入札に係る手続期間等
この入札は、次に掲げる日程により実施する。

手続の種類	日時、期間又は提出期限	備　考
設計図書の縦覧及び配布期間	令和８年10月15日 から 令和８年11月４日 まで	山口県入札情報サービスに掲載するので、該当のページからダウンロードすること。
質問（１回目）の受付期間	令和８年10月16日 から 令和８年10月19日 の 16:30 まで	質問する場合は、３に掲げる場所へ質問書をメール送信（ファイル添付）により提出し、電話等により受信確認を行うこと。また、当面の間、持参、FAX送信又は郵送による提出も可とし、郵送による場合は受付期間内の必着、かつ配達記録が残る方法とすること。 質問書の様式は、下記ページからダウンロードすること。 https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a18000/shinsei/youshiki.html また、回答は山口県入札情報サービスに掲載するので、該当のページからダウンロードすること。
質問（１回目）に対する回答の掲示期間	令和８年10月21日 の 9:00 から 令和８年11月４日 まで	
質問（２回目）の受付期間	令和８年10月21日 の 9:00 から 令和８年10月22日 の 16:30 まで	
質問（２回目）に対する回答の掲示期間	令和８年10月26日 の 9:00 から 令和８年11月４日 まで	
入札書の提出受付期間	令和８年10月27日 の 9:00 から 令和８年10月29日 の 16:30 まで	山口県電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札参加承認を受けた者にあっては、左に掲げる期間に３に掲げる場所へ持参して提出すること。
工事費内訳書の提出受付期間	提出を要する場合は 入札書の受付期間と同期間	
入札の執行（開札）日時	令和８年11月５日　9:30	（入札会場） 宇部市西宇部北五丁目６番４号　山口県企業局厚東川工業用水道事務所

建設工事等における積算内容確認依頼書の受付期間	積算内容確認の実施等のために落札決定が保留された日から起算して３日以内（休日等を除く。）	入札条件及び指示事項を参照すること。
低入札価格調査に係る資料の提出	調査を行う旨の連絡をした日の翌日から起算して３日以内（休日等を除く。）	入札条件及び指示事項を参照すること。 なお、この入札に最低制限価格が適用される場合は、本項は適用しない。

5　契約の方法等

(1) 契約書作成の要否

作成を要する。

（使用する契約約款：山口県業務委託契約約款（設計業務等委託　単年用））

※電子契約選択の可否　→　電子契約選択可能

(2) 意匠の実施の承諾等に係る特約条項の要否

追加条項を要しない

(3) 議会議決の要否

議決は要しない

(4) 契約保証金

納付は免除する。

(5) 契約不適合責任期間

使用する契約約款の定めるところによる。

(6) 債務負担行為の年度別支払割合

本工事に債務負担行為が設定されている場合、各会計年度における出来高予定額及び支払限度額は、契約金額に次表に掲げる割合を乗じた金額とする。ただし、契約締結の際に端数等の調整を行う場合がある。

支払年度	出来高予定割合	支払予定割合

(7) 建設リサイクル法の適用

適用されない

(8) 中間検査の実施

実施しない。

回数	工種	実施段階	検査実施日

6　その他

この入札に関して不明な点がある場合は、４の備考欄に掲げる方法により質問すること。ただし、軽微な質問については、３に掲げる場所へ問い合わせること。